

# 日本教育大学院大学

平成 24 年度 大学機関別認証評価  
評価報告書

平成 25 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構



## 日本教育大学院大学

### I 認証評価結果

#### 【判定】

評価の結果、日本教育大学院大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

### II 総評

#### 「基準1 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、「教育の次代を創る」という大学の基本理念に基づいて規定されている。大学における教育研究活動を通して「次代の教育と教師を創る」という使命は、教員養成専門職大学院における教員の養成及びそのための教育研究活動に反映されている。また、これらの使命・目的はホームページなどを通して大学内外に周知する努力をしている。

使命・目的及び教育目的を三つの方針に反映すべく、「将来構想プロジェクト」を設置し、社会や教育界の動向やニーズを踏まえたカリキュラム改革を行うなど、変化への新たな方向性を求める努力がなされている。

#### 「基準2 学修と教授」について

学生の受入れに関しては、アドミッションポリシーを明記し広く周知を図るとともに、積極的に受入れ方法の改善・工夫をしてはいるが、入学定員及び収容定員を満たすまでには至っていない。教育課程は教育目的を踏まえて三つの領域と六つのコンピテンシーに基づいて体系的に編成されており、一定期間ごとに見直しがなされている。教職協働により小規模校の特徴を生かした各種支援が概ね行われており、中でも設置会社と連携し、インターンシップをはじめとするキャリア教育の支援体制が整備されている。

教育目的の達成状況の評価については、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査や意識調査、卒業生の追跡調査を適切に実施し、その結果が授業改善などにフィードバックされている。学生サービスについては、保健室の体制は未整備であるが、教職協働により小規模校の特徴を生かしたきめ細かい支援を行うとともに、学生の意見をくみ上げる体制を整備し、その結果を学生サービスに反映させる努力がなされている。教員の配置・職能開発については、設置基準に基づく教員を概ね配置し、教員評価、研修、FD(Faculty Development)などの教員の資質・能力向上に向けた取組みがなされている。

#### 「基準3 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性については、基本的な事項は設置会社の規定に準拠して維持されており、大学固有の事項は大学の規定により維持されている。大学の使命・目的を実現するため、「将来構想プロジェクト」を組織し継続的努力がなされている。教育情報・財務情報の公表については、ホームページなどで一部公表が行われている。理事会の機能については、私立学校での理事会に相当する「大学経営理事会」を設置し、経営と教学に関する重要事項が機動的に審議・決定されており、また、各部門間のコミュニケーションと意思決

定は概ね円滑に行われている。

業務執行体制については、小規模な事務体制であるが、目標管理制度などを導入し、効率的に業務を執行している。また、職員の資質・能力の向上に関して組織的な取り組みが行われている。財務基盤と収支については、収支の改善に向けた努力を行ってはいるが、大学単体で収支の安定を確保することが難しい現状にあり、設置会社による財政的支援の上に財政運営がなされている。大学を安定的・永続的に運営するためには、中長期計画に基づく財務運営を行う必要がある。

#### 「基準4 自己点検・評価」について

自主的・自律的な自己点検・評価活動は、平成18(2006)年4月の大学開設時点において学内組織の構成員と設置会社から構成される「評価・改善委員会」が設置され、平成22(2010)年3月に「自己評価書」が刊行されている。また、全教職員が自己点検・評価の過程に関わり、客観性の維持・確保に努めており、その結果は全教職員が参加する「教育研究会」において共有化を図る努力がなされている。

平成21(2009)年度に実施された自己点検・評価の結果を踏まえ、教育システムの再構築と再定義を目指した「将来構想プロジェクト」を平成22(2010)年11月に発足させ、その一部として三つの方針に基づくカリキュラムなどの見直しが行われている。

総じて、大学の基本理念に基づきその使命を「次代の教育と教師を創る」と定め、教員養成専門職大学院として、小規模校の特徴を生かした教育研究に取り組んでいる。管理運営と財務に関しては、一部に改善を要する事項が指摘されるものの、構造改革特別区域法による株式会社立の大学として概ね適切に業務が遂行されている。また、自己点検・評価については、全学的・組織的に実施されており、「将来構想プロジェクト」による改善への成果が期待される。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取り組みとして設定されている、「基準A. 社会貢献・地域貢献、国際交流、研究活動」については、基準の概評を確認されたい。

### Ⅲ 基準ごとの評価

#### 基準1. 使命・目的等

##### 【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

##### 1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

###### 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

###### 1-1-② 簡潔な文章化

##### 【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

##### 【理由】

大学の使命・目的については、「教育の次代を創る」を基本理念と定め、「次代の教育と教師を創る」ことを使命としている。また、学則第1条第2項に設立の目的が定められており、同第5条第3項に「学校教育への情熱と高度な教育技法を有する学校教師」を大学院学校教育研究科において養成することを教育目的とするなど、具体的・明確に示されている。

また、使命・目的及び教育目的は、「教育の次代を創る」という基本理念に基づき平易な文章で簡潔に表記され、それらはホームページや大学院案内・入学案内に示されている。

## 1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

### 1-2-① 個性・特色の明示

### 1-2-② 法令への適合

### 1-2-③ 変化への対応

#### 【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

#### 【理由】

「教育の次代を創る」という基本理念のもとに、株式会社立の教員養成専門職大学院として、人間力、社会力、教育力を身に付けた広い視野を持つ教員の養成を行うとうたっている。更に、研究科の教育研究目的も「学校教育への情熱と高度な教育技法を有する学校教師を養成すること及びそのために必要な研究を行うこと」と大学の個性・特色を明示している。

構造改革特別区域法に基づく株式会社立の学校であるが、学校教育法、専門職大学院設置基準などの関連法令に則り大学の使命・目的及び教育目的が設定されている。

「将来構想プロジェクト」を設置し、三つの方針（ディプロマポリシー・アドミッションポリシー・カリキュラムポリシー）を具現化すべく、社会や教育界の動向やニーズを踏まえたカリキュラム改革を行うなど、変化への対応を図る努力がなされている。

## 1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

### 1-3-① 役員、教職員の理解と支持

### 1-3-② 学内外への周知

### 1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

### 1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

#### 【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学の使命・目的及び教育目的は、役員、教職員に対して周知徹底を図るとともに、教授会や事務局の会議における議論や課題解決などの指針としていることから、理解と支

持は得られている。

学内外への周知では、入学オリエンテーションやガイダンスなどにおいて、また、入学希望者及び一般社会に対しては、ホームページや入学案内書などを通じて、その周知を図っている。

三つの方針（ディプロマポリシー・カリキュラムポリシー・アドミッションポリシー）を使命・目的及び教育目的に反映させるべく「将来構想プロジェクト」を設置し、カリキュラム改善に結付けているが、教育・研究、社会貢献、管理運営などを包含する総合的な中長期計画の策定を行うまでには至っていない。

使命・目的及び教育目的を達成するために必要な教育研究組織として、学校教育研究科を編制するとともに、附属図書館をはじめ、教職センター、国際センター、事業センターを設置している。

#### 【参考意見】

- カリキュラム改革のみならず、使命・目的及び教育目的を反映した総合的な中長期計画を検討し、速やかに策定することが望まれる。
- 教育研究組織としての教職センター、国際センター、事業センターに関しては、十分にそれらの役割と機能を果たすために、実態を伴う組織化と必要な教職員配置などが望まれる。

### 基準 2. 学修と教授

#### 【評価結果】

基準 2 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

#### 2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

#### 【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

#### 【理由】

入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）は、大学案内、入学試験要項、大学ホームページに明記・周知されており、入試説明会においてもその説明がされている。

入学者の選考は、入学者選考規程第 5 条に定める小論文記述と面接試験により実施されている。「将来構想プロジェクト」においてアドミッションポリシーの見直しを行い、平成 25(2013)年度から入学試験に学力を客観的に問うことのできる筆記試験が導入されている。つまり、受験者に対して入学試験のための受験準備の方法を明確に示すことなど、学生受入れの方法に工夫をしている。

平成 18(2006)年の開学以来、入学定員に沿った入学者数を確保するための努力が続けられており、平成 19(2007)年には定員見直しや入試方法と教育課程の改革が実施された。平成 22(2010)年度にはほぼ入学定員を満たすことができたが、平成 24(2012)年度は再び未充足となった。現在も入学試験と教育課程の改革に取り組むなどの改善を行うことで、入学定員に沿った入学者確保への努力が続けられている。

#### 【改善を要する点】

○平成 24(2012)年度には、学生の収容定員に対する在籍学生数が大幅に下回っており、改善が必要である。

### 2-2 教育課程及び教授方法

2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化

2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

#### 【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

#### 【理由】

教育目的を踏まえて三つの領域と六つのコンピテンシーからなる教育課程編成方針が明確化されている。また、教育課程編成方針は、大学案内、ホームページ、ハンドブックなどで公表されており、年度初めのオリエンテーションと学期初めのガイダンスや必修の「教職総合ゼミ」「教科総合ゼミ」などにおいて、担当教員より学生に周知徹底がなされている。

学生の人間力、社会力、教育力の三つの領域における六つのコンピテンシーの養成を教育課程編成方針の主軸に据え、教育課程の体系的編成を行っている。また、教授方法の工夫・開発については、多くの授業において少人数教育の利点を生かし、プレゼンテーション、討論、模擬授業など学生が主体的・積極的に授業に参加できるよう工夫されている。

また、履修科目として登録できる単位数の上限は「履修規程」に明記し、厳正に適用されている。

### 2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA( Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

#### 【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

#### 【理由】

学修支援を行う学生委員会及び授業支援を扱う教務委員会がそれぞれ専任教員 2 人と職員 1 人で構成されており、教員と職員の協働体制により運営されている。専任教員は、週

1 コマのオフィスアワーを設定して、研究室で学生を指導している。学生と教員・職員が頻繁に顔を合わせることでできる小規模校の特徴を生かして、オフィスアワー以外の時間においても、常時、学修に関する事、個別的な相談に関する事などの学生相談が行われている。

FD 委員会を実施主体として「授業評価アンケート」が実施されている。学生は、施設設備など学修環境、教育研究及び授業に関する事などに関して、学生ラウンジに設置された「目安箱」を利用して、大学に対し自由に意見を述べることができる。

## 2-4 単位認定、卒業・修了認定等

### 2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

#### 【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

#### 【理由】

単位認定の基準は「成績評価・試験規程」により明確化されており、それに基づき運用されている。成績評価の具体的な方法は、学生に配付されている「授業計画書」に明記されており、受講態度、レポートの提出、修了試験の結果などを総合的な観点から判断して評価がなされている。また、修了認定や他大学における履修得単位の認定なども学則や規定に則り運用されている。

## 2-5 キャリアガイダンス

### 2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

#### 【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

#### 【理由】

教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備については、設置会社の利点を活用し、インターンシップを含め、キャリア教育の支援体制を整備している。また、公立及び私立の中学校または高等学校の教員を希望して入学する大学院生に対しては、多様な就業経験の機会を提供するとともに、入学時オリエンテーション、進級ガイダンス、キャリアガイダンスなどを行い、教員・職員が一体となって就職に対する相談、助言にあたり、支援体制が整備されている。

## 2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

### 2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

### 2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

#### 【評価結果】



基準項目 2-6 を満たしている。

**【理由】**

教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発については、学生の学修状況、資格取得状況、就職状況の調査、学生の意識調査、卒業生の追跡調査を実施するなど、適切に行われている。

教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての評価結果のフィードバックについては、自己評価書、授業評価アンケート、修了生追跡調査を実施しているとともに、その結果を授業改善にフィードバックしている。また、専任教員による相互授業参観や教育研究の実践目標の設定と報告が毎年度実施され、集約・共有されている。

**2-7 学生サービス**

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

**【評価結果】**

基準項目 2-7 を満たしている。

**【理由】**

学生生活の安定のための支援については、保健室の体制は未整備であるが、小規模大学院大学の特性を生かし、教職員が課外活動の支援や健康相談、心的支援、生活相談を行っている。

学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用については、学生の意見をくみ上げる仕組みとしての目安箱の設置やゼミ担当教員、教務課職員、ハラスメント相談員などの人的体制を整備するとともに、学生サービス、厚生補導のための委員会を設置している。また、学生中心の実行委員会により毎年開催されている「教育研究大会」は、修了生による教育現場の報告や学生による研究発表など多彩な企画であり、学生の実践力強化を図っている。

学生への経済的な支援については、日本学生支援機構の奨学金の活用などを積極的に進めている。

**【参考意見】**

○保健室の担当が職員であることから、看護師を配置するなど体制の整備が望まれる。

**2-8 教員の配置・職能開発等**

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

**【評価結果】**

基準項目 2-8 を満たしている。

**【理由】**

教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置については、年齢構成に一部偏りがあるものの法令に基づく必要な専任教員を確保し、適切に配置している。

教員の採用、昇任など、教員評価、研修、FD をはじめとする教員の資質・能力向上への取組みについては、規定を整備するとともに、教員の相互評価を実施するなど適切に運用している。

教養教育実施のための体制の整備については、「将来構想プロジェクト」で検討するなど体制整備に向けて検討している。

**【参考意見】**

○専任教員のうち、61 歳以上の割合が半数を超えており、年齢構成上偏りがあるのでは正が望まれる。

**2-9 教育環境の整備**

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

**【評価結果】**

基準項目 2-9 を満たしている。

**【理由】**

校地、校舎、設備、実習施設、図書館などの教育環境の整備と運営・管理については、本年度 5 月に利便性と教育環境の整備を主眼とし、東京の神田須田町にキャンパスを移し、図書館の土日開館など、大学院生の利用に関して便宜を図っている。

授業を行う学生数、教科ごとの指導体制については、小規模大学院の特徴を生かし、少人数制の授業展開とともに、教科担任制を設けるなど、教育効果を十分挙げられるよう適切に運営されている。

**基準 3. 経営・管理と財務**

**【評価結果】**

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**3-1 経営の規律と誠実性**

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関

**連する法令の遵守**

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

**【評価結果】**

基準項目 3-1 を満たしている。

**【理由】**

経営規律と維持については、基本は設置会社の規定に準拠しており、設置会社によるコンプライアンス研修などには大学から管理者が出席し、その内容を学内研修などで周知している。また、大学においては独自に「教員職務倫理規程」などが整備されている。

使命・目的を実現するため、学長のリーダーシップのもとに「将来構想プロジェクト」が発足しており、中期計画の策定準備や教育課程改訂を含む三つの方針の全面見直しが実施されるなど、継続的な努力がなされている。

大学独自の危機管理マニュアルは整備されていないが、設置会社が運営する塾のものが準用されている。災害など緊急時のために学生及び教職員のための緊急メールシステムがそれぞれ整備されており、また大学独自に「ハラスメント防止等に関する規程」が定められているなど、人権、安全についての態勢が整備されている。

教育情報の公開はホームページなどで行われているが、一部公開されていない事項がある。財務情報については大学独自の収支状況などは公開されていないが、設置会社において全社的には公表されている。

**【改善を要する点】**

○教育情報の公表はホームページなどで行われているが、入学者数、収容定員、在籍学生数、修了者数などが公表されておらず、改善が必要である。

**【参考意見】**

○財務情報については設置会社において全社的な形で公表されているが、大学独自の財務情報について一般にもわかりやすい形で公開することが望まれる。

**3-2 理事会の機能**

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

**【評価結果】**

基準項目 3-2 を満たしている。

**【理由】**

大学の経営統括のため、設置会社の取締役会により、私立学校法での理事会に相当する「大学経営理事会」が設置され、大学に関する具体的な管理運営が行われている。

「大学経営理事会」は、設置会社の代表取締役を含む取締役及び学長など大学管理者を

中心にバランスよく構成されており、経営面と教学面での重要事項を最終的に審議決定している。構成員である理事の出席率は高く、経営・教学両面から機動的な意思決定がなされている。審議決定事項は設置会社の取締役会に報告され、承認を受けることとなっている。

### 3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

#### 【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

#### 【理由】

大学の意思決定組織は大きくは、「大学経営理事会」「教学評議会」、教授会の三層によって形成されている。また、主として研究科のもとに各種の委員会が組織され、大学の意思決定に関わっている。概ね、経営に関わる事項は「大学経営理事会」、教育上の事項は「教学評議会」、学生に関する事項は教授会で審議・決定されている。規定においては教学に関する一部の重要事項が教授会の審議事項とはされていないが、運用面において事実上の審議が行われている。

全学的な教育システムの再構築、再定義を目指す「将来構想プロジェクト」を学長のリーダーシップのもとに発足させている。また、規定や議事録が存在しないなど、必ずしも学内機構の中での位置付けが明瞭となっているとはいえない面もあるが、活発な議論が展開され、三つの方針の改訂などとして結実しつつある。

#### 【改善を要する点】

○教学に関する重要事項が教授会の審議事項とされておらず、規定面で教授会の権限が明確にされているとはいえないので、規定整備と運用面の改善が必要である。

#### 【参考意見】

○教育上の事項を審議する「教学評議会」の構成に設置会社の取締役が含まれているほか、教授会の構成に理事・事務局長が含まれているが、教学事項審議の自律性が確保されるよう配慮が望まれる。

○「将来構想プロジェクト」に関する規定や議事録などの整備が望まれる。

### 3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

**【評価結果】**

基準項目 3-4 を満たしている。

**【理由】**

株式会社立の大学であり、意思決定や管理が、設置会社取締役会、「大学経営理事会」「教学評議会」教授会、各種委員会など多段階のレベルで重層的に行われている。それぞれの会議は概ね定期的に開催されており、それぞれの守備範囲や構成員には重なるところもあるが、意思決定は円滑に行われている。また、それぞれのレベルで、多面的な観点からの相互チェックがなされている。

私立学校法での評議員制度や監事制度は導入されていないが、設置会社の監査室が設置会社の一部門としての大学の監査を行っている。

各種委員会などには全教職員が関わっており、学内組織を横断する会議である「センター長・委員長会議」なども設置されており、そこでの審議内容と審議結果は最終的には「大学経営理事会」へ報告・審議されるため、リーダーシップとボトムアップのバランスは確保されている。

**3-5 業務執行体制の機能性**

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

**【評価結果】**

基準項目 3-5 を満たしている。

**【理由】**

使命・目的の達成のために、事務組織編制が少人数ながらも、効率的に業務が遂行されており、業務執行体制が適切に確保されている。また、職員の事務組織への配置は適切に行われている。

業務執行管理においては、「目標管理制度」などを設け、管理体制が徹底し適切に機能している。

職員の職能開発においては、積極的に外部研修への派遣を行うとともに、「社内公募制度」による人材交流を行うなど、職員の資質・能力の向上に組織的な取り組みが行われている。

**3-6 財務基盤と収支**

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

**【評価結果】**

基準項目 3-6 を満たしている。

**【理由】**

財務運営は、大学単体としての努力と設置会社による財政的支援によりなされている。入学定員数と在学者総数からみると、大学単体では収支バランスの確保が難しい現状であるが、設置会社では大学をフラッグシップとして位置付け、財政的支援を行っている。

大学においては、設置会社の関連部局の協力のもとに、種々のノウハウを活用・利用して、大学単体での収支改善を進めるために「教員免許更新講習会」の規模拡大を検討するなど、外部資金の更なる獲得に向けた努力を行っている。

**【改善を要する点】**

○設置会社の中長期計画に基づく財務計画が作成されていないので、継続した大学運営を前提とした設置会社の中長期計画に基づく中長期計画の立案を早急に実施することにより、安定した財務・大学運営を図るよう改善が必要である。

**3-7 会計**

**3-7-① 会計処理の適正な実施**

**3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施**

**【評価結果】**

基準項目 3-7 を満たしている。

**【理由】**

大学は、設置会社同様、企業会計原則に基づく、適正な会計処理を実施している。また、監査法人による会計監査が適正に実施されている。

予算執行についても、設置会社担当者と大学事務局が密接に連絡・連携を取り予算の適切な執行を厳正に行っている。

また、科学研究費補助金などの公的資金についてもガイドライン通知に沿った適正な執行がなされている。このような独特の補助金関係業務についても事務局が一体となって適正な執行体制を整備し、厳正な処理が行われている。

**基準 4. 自己点検・評価**

**【評価結果】**

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

**4-1 自己点検・評価の適切性**

**4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価**

**4-1-② 自己点検・評価体制の適切性**

**4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性**

### 【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

### 【理由】

大学発足と同時に規定に基づき「評価・改善委員会」が置かれ、翌年には委員会によって「評価基準と観点」が定められ、それに基づき平成 22(2010)年 3 月に初めての「自己評価書」が刊行されている。委員会の任務は自己評価にとどまらず、改善に係る企画、立案及び実施を含むものとなっている。

自己点検・評価を全学的かつ組織的に実質化するための「評価・改善委員会」は、学内各組織構成員と設置会社を網羅している。そのため委員会の構成は、大部分が教授会構成員と重なることとなり、教授会での審議が委員会審議を兼ねる形で運用されている。

それまでの自己点検・評価を踏まえ、平成 22(2010)年 11 月に「将来構想プロジェクト」が発足しているが、それは全学的な教育システムの再構築、再定義を目指す機関であるため、「評価・改善委員会」の目的と重なる部分がある。そのことから自己点検評価書の記述に一貫性に欠ける部分がある。

今後の自己点検・評価の実施は、開学以来の教育面の総括と中期計画策定をも目的としている「将来構想プロジェクト」での審議のてん末による部分が大きい。そのことから同プロジェクトでの審議については自己点検・評価の実質化を議題とすることが期待される。

### 【参考意見】

○「評価・改善委員会」と「将来構想プロジェクト」の組織については、自己点検・評価体制のシステム化を更に充実させるという観点から、それぞれの目的や組織構成、運営面などで整合性、適切性が確保されるよう配慮することが望まれる。

## 4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

### 【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

### 【理由】

全教職員が自己点検・評価の作業工程に関わっており、それぞれの職務の専門性の立場から作業の客観性の確保に努めている。エビデンスとして、授業評価アンケート、修了生意識調査、詳細な修了生追跡調査などが用いられている。

調査やデータの収集と分析のための専門部署は存在しないが、設置会社の一部門であるマーケティング部と連携することにより、ノウハウの利用が実現されている。

自己点検・評価の結果は、全教職員が参加する「教育研究会」という勉強会を開催し、

学内各組織の年度基本方針などの形で具体的に発表され、学内での共有がなされている。また、自己点検評価書をホームページに掲載するなど、社会への公表も適切に行われている。

#### 4-3 自己点検・評価の有効性

##### 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

###### 【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

###### 【理由】

平成 21(2009)年度の自己点検・評価の結果を踏まえる形で、平成 22(2010)年 11 月に「将来構想プロジェクト」が発足し、大学のミッションにまで至る根本的な見直し作業が始まり、一部は実施されている。このことから自己点検・評価の結果を活用する PDCA サイクルの仕組みは概ね機能している。なお、見直し作業は全学的な教育システムの再構築、再定義を目指すという抜本的なものであり、既に三つの方針に基づく見直しが実施されている。

年度ごとの対応としては、学内の委員会などの各組織が年度末及び年度初めの「センター長・委員長会議」で、前年度の総括文書と新年度の方針・計画が発表・議論され、上位機関や全学での研究会で報告・発表されている。

###### 【参考意見】

○「将来構想プロジェクト」を中心とする自己点検・評価の現状はその作業の緒に就いた段階であり、今後、「将来構想プロジェクト」の組織上の位置付けの明確化など、一層の努力に期待したい。

#### 大学独自の基準に対する概評

##### 基準 A. 社会貢献・地域貢献、国際交流、研究活動

###### A-1 社会貢献・地域貢献

- A-1-① 教員免許更新講習
- A-1-② 千代田区に対する地域貢献
- A-1-③ 公開講座・セミナーの開催

###### A-2 国際交流

- A-2-① 教育内容の充実のため海外の教育機関との交流体制の整備

###### A-3 研究活動

- A-3-① 個人研究の推進と外部資金の獲得



A-3-② 研究員制度

A-3-③ 教育研究プロジェクト

【概評】

社会貢献・地域貢献については、教員養成の専門職大学院の特色を十分生かした公開講座・セミナーを実施している。また、東京都千代田区に対する地域貢献として①大学院生が小学生の状況を直接知る上で大変役立ったとされる「放課後子どもプラン」②地域の子どもたちに、理科実験の面白さ楽しさを親子で体験でき好評を得たとされる「地域コミュニティ活性化事業」③禁煙・吸殻マナーのパトロールで地域と一体となった行事「生活環境改善推進事業」一など、小規模な大学院大学にも関わらず、これらの地域貢献事業活動を実施していることは、特筆すべき点である。

また、教員免許状更新講習については、東京都で3番目に多い受講者の受入れを行い、その際の受講者の講習に対する満足度は非常に高いものであった。このことは、社会貢献の具現化という意味で、今後の更なる躍進が期待できるとともに、高く評価できる。

国際交流については、附属国際センターを設置するとともに、グローバルな視点でアライアント国際大学（アメリカ合衆国）と連携することなどにより、eラーニングによる教育の更なる充実・学生負担の軽減・効率的な学修を目指している。これらのことにより、特色ある教育方法の研究の推進と更なる事業展開に結びつく可能性が期待される。

構造改革特別区域法による株式会社立の大学の特質性及び関係会社との幅広い連携を考慮すると、国内外での更なる連携の強化、幅広い教育機関との交流体制の整備・構築が期待される。

研究活動については、「研究費補助金交付規程」により、個人研究費補助金と特定研究費助成金を交付し、研究活動を活性化させるとともに、研究紀要「教育総合研究」を刊行し、対外的発信にも努力している。

研究員制度としては、「研究員規程」により、研究員及び准研究員を受入れる制度を設けている。その制度により、教員の研究の質向上に資することができ、その結果が教育の質向上につながるものであり、特筆すべき点である。

教育研究プロジェクトとして、理念と直結した未来型学習を私立昌平中学校への出前授業形式で社会へアピールしている。

また、修了生による「修了生追跡調査」を実施することにより、カリキュラムの見直し、指導ポイントの明確化など、今後、大学院改革に有益な調査を実施している。その結果、学校現場に実習として入る場合、従前と比して長期にわたる実習期間を設定した方がより多くの教育効果が得られることなどが検証された。そのことは、今後の教育改革・改善につながるものとして期待できる。

